

# 東京商工会議所 平成20年度税制改正に関する要望のポイント

## 税体系の抜本改革についての考え方

### 税体系の見直し

公平・中立・簡素・活力の4原則に立ち、所得課税・消費課税・資産課税を総合的に改革することが重要。

### 消費税問題

安易な消費税率の引上げは避けるべき。消費税は様々な問題を抱えている点も踏まえ検討。

### 中小企業の底上げ： 基盤強化と生産性向上

事業承継税制の確立。同族会社の特別規定見直しを通じて、中小企業を活性化する税制として法人税を再構築。

### 個人所得課税

今後も基幹税として位置付けるべき。控除制度については、今後社会保障給付との一体的整備を図る。

### 公益活動に対する税制支援

政府の役割を補完する公益法人制度の税制面を整備。寄附文化を根付かせる観点から寄附金税制を見直す。

### 資産課税

客観性があり、経済合理性にも適った資産評価が行われるよう評価方式の改善が必要。

### 納税者の負担感軽減と納得感・納税意識の向上

納税者の利便性、国・地方財政の透明性向上を図る。受益と負担の両方を把握できる仕組みの整備。

## 平成20年度税制改正の具体的要望項目

## 企業の国際競争力の強化と中小企業の成長力の底上げ

### 1. 企業の国際競争力の強化

#### (1) 法人実効税率の引下げと軽減税率の適用所得金額の引上げ

#### (2) 減価償却制度の見直し

資本設備の法定年数の短縮化、償却区分の簡素化

#### (3) 金融所得課税の一体化

税率は10%とする

非上場株式やベンチャー株も損益通算の対象とする

損益通算後の損失の3年ないし5年程度の繰越を認める

金融番号制度は将来全ての納税者を対象にした番号制度への移行も想定

#### (4) 特別法人税の廃止

### 2. 中小企業の底上げと基盤強化のための事業承継税制の確立

#### (1) 包括的な事業承継税制の確立

事業用資産に係る相続税は、本来非課税とすべき

まずは後継者が相続後一定期間の事業継続等を条件に、非上場株式等の事業用資産に対する相続税負担を8割以上減免する包括的な事業承継税制を確立すべき

#### (2) 取引相場のない株式の評価の見直し

類似業種比準価額方式：斟酌率の引き下げ、利益率がゼロの前後で大きく評価額が異なる点の改善、類似業種株価の算出方法の公表等

純資産価額方式：将来確実に見込まれる引当金・準備金の負債計上、営業権の基準年利率の見直し

#### (3) 相続法上の問題（遺留分等）への対応

当事者間の合意に基づき、相続発生後の遺留分に係る紛争を防止するための手当てを包含する「事業承継契約（仮称）システム」の創設  
遺留分の算定時に、後継者の貢献による株式の価値上昇分を後継者が保持できる制度の創設

#### (4) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の完全廃止

#### (5) 費用性の明らかな交際費の全額損金算入

#### (6) 税法上の親族範囲の見直し

#### (7) 期限切れを迎える特例措置の延長と拡充

少額減価償却資産の特例、中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制、試験研究費の総額に係る特別控除制度、情報基盤強化税制、人材投資促進税制

#### (8) 印紙税の廃止

速やかに廃止、少なくとも税率累進度の緩和等の見直し

#### (9) 欠損金の繰戻還付の復活

### 3. 消費税制度に係る問題点の解決

#### (1) 簡易課税制度と本則課税制度の選択の柔軟化

各種届出書・承認申請書の提出期限を申告期限の末日に課税方式・課税期間・仕入控除税額計算方式の2年間継続適用の規定を廃止  
免税や簡易課税は当該課税期間の課税売上高基準で判定

#### (2) 増加する消費税滞納への対応

課税額60万円以下でも中間申告を選択できる制度を

#### (3) 申告期限の延長制度の創設

#### (4) 仕入税額控除の要件緩和

#### (5) 個別消費税等との二重課税の解消

消費税と二重課税である揮発油税、石油ガス税、自動車取得税、酒税、たばこ税、印紙税等を縮小・廃止・調整

## 経済社会の変化に対応した税制

### 1. 個人所得税に係る控除制度の見直し

#### (1) 児童税額控除制度の創設

#### (2) 給与所得控除・退職所得控除・配偶者控除の見直し

給与所得控除の見直しは慎重に

退職所得控除は勤続年数の長短に拘わらず退職所得の一定割合を控除する仕組みに

配偶者控除は現行のまま存続

#### (3) 介護費用に係る所得控除制度の創設

### 2. 寄附金に関する税制の拡充

#### (1) 公益法人制度改革に伴う税制

公益社団法人・公益財団法人に対する課税のあり方

収益事業から生じた所得以外の所得および清算所得に対し法人税を課さない現行の取扱を適用

みなし寄附金の損金算入枠（現行20%）を大幅に拡大

金融資産収益については非課税

公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金税制

少なくとも特定公益増進法人・認定NPO法人と同様の寄附金優遇を認めるべき

公益信託等他の公益制度と均衡を図るべき

一般社団法人・一般財団法人に対する課税のあり方

人格なき社団等と同等の税制優遇措置を維持すべき

共益的非営利法人の会費・寄附金・補助金・助成金は非課税

#### (2) 法人や個人による寄附を促す税制措置の拡充

法人税の損金算入限度額の拡充

寄附金控除の限度超過額を5年程度繰越せる制度の導入

個人住民税に係る寄附金税制の拡充

所得控除の下限額引下げ(10万円・5千円)と限度額引上げ(総所得の25%・40%)

所得控除が認められる寄附対象団体に公益性の高い非営利法人を追加すべき

#### (3) 認定NPO法人の認定要件の緩和および認定期間の延長

### 3. 土地・住宅税制の見直し

#### (1) 土地の所有権移転登記等の軽減税率の延長等

土地の所有権移転登記等の軽減税率の延長

新築住宅に係る固定資産税・都市計画税の2分の1減額特例の延長

住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例の延長

住宅に係る耐震改修促進税制の拡充

地震防災対策用資産の特別償却制度の延長

#### (2) 家屋および償却資産に係る固定資産税の見直し

家屋に係る固定資産税の評価方法の見直し

償却資産に係る固定資産税の見直し・廃止

#### (3) 事業所税の廃止

### 4. 地球温暖化ガス削減に向けた税制の導入・拡充

環境税のような経済統制的手段でなくインセンティブ型の税制を導入・拡充

IT革税制の拡充・延長、省IT設備等を導入する中小企業への税制優遇措置

屋上・壁面緑化を施した建築物や省IT基準を満たした住宅等への税制軽減措置

省IT家電への買い換えを促進するインセンティブ税制の導入

環境対応車購入への税制優遇策の拡充

## 納税環境の整備と納税意識の向上

### 1. 納税環境の整備

#### (1) 納税者番号の早期導入

将来的には社会保障番号制度との一元化も視野に検討

#### (2) 電子申告・納税制度の普及

システム改善等によるe-Tax普及強化とeLTaxの導入拡大

#### (3) 地方税の納税手続きの簡素化・合理化

徴収事務の民間への業務委託の推進

コンビニ収納・クレジットカード収納等、収納方法の拡大

自治体毎に異なる書類様式・納付期限の統一

都道府県と市町村の賦課徴収事務の一元化

税務職員削減等を通じた徴税コストの削減

#### (4) 苦情処理機関の中立性の確保・整備

### 2. 納税意識の向上と行政による情報開示の徹底

#### (1) 個人の申告納税機会の拡大

給与所得者の申告機会を拡大する等、個人の納税意識を高める仕組みの整備

#### (2) 行政の情報開示の徹底

公会計制度の一層の整備を図る

公的負担の使途をフィックできるよう情報開示を徹底